

とみさと  
元気なまち  
宣言

# 富里市受動喫煙防止対策 ガイドライン



富里市  
令和6年3月

# 目次

## 第1章 はじめに

---

- |   |                   |   |
|---|-------------------|---|
| 1 | 策定の背景             | 1 |
| 2 | 望まない受動喫煙防止の取組の必要性 | 2 |

## 第2章 本市における受動喫煙防止対策

---

- |   |                      |    |
|---|----------------------|----|
| 1 | 基本的な考え方              | 4  |
|   | 施策1 受動喫煙防止の環境づくり     | 6  |
|   | 施策2 20歳以上の喫煙率の減少     | 7  |
|   | 施策3 次世代の健康保持         | 8  |
| 2 | 施設ごとの受動喫煙防止対策        | 9  |
| 3 | 本市における受動喫煙防止対策スケジュール | 10 |

## 第3章 用語の説明

---

- |   |                  |    |
|---|------------------|----|
| 1 | 受動喫煙防止に関する「禁煙」とは | 11 |
| 2 | 施設類型別のルール        | 11 |
| 3 | 特定屋外喫煙場所         | 12 |
| 4 | 標示               | 12 |



# 第1章 はじめに

## 1 策定の背景

望まない受動喫煙の防止を目的とする改正健康増進法が、平成30年（2018年）7月に成立しました。この法改正により、病院・学校・児童福祉施設・行政機関の庁舎等は令和元年（2019年）7月1日から原則敷地内禁煙（屋内全面禁煙）が、飲食店・職場等は令和2年（2020年）4月1日から原則屋内禁煙が義務付けられ、これに違反した場合の罰則も定められました。

受動喫煙防止対策における国際的な動向としては、平成17年2月にWHO（世界保健機関）が、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を発効させ、「たばこの煙にさらされることからの保護」を規定しました。

喫煙は、たばこを吸っている本人だけでなく、周囲のたばこを吸わない人の健康にも多大な影響を与えることから、受動喫煙防止対策を進めることが重要な課題となっています。

本市では、平成31年3月に「富里市健康プラン」を策定し、その中で、禁煙や受動喫煙防止対策について取り組んできました。令和4年10月には、市民が元気でいきいきと暮らし、希望と活力がある元気なまちに発展するよう「とみさと元気なまち宣言」を行い、令和5年度には「富里市健康プラン」の中間評価を行う中で、受動喫煙防止の推進を図るため、この度「富里市受動喫煙防止対策ガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインでは、「市民の取組」「地域の取組」「市（行政）の取組」として、市民一人ひとりが受動喫煙対策の必要性を理解し、次世代の健康を守るための行動がとれることを目指します。また、SDGs（持続可能な開発目標）を考慮しながら、受動喫煙対策が、喫煙を規制するものではなく、健康で明るく生活するためのまちづくり対策となるように示していきます。



## 2 望まない受動喫煙防止の取組の必要性

### (1) 受動喫煙とは

受動喫煙とは、「たばこを吸わない人が、周囲に喫煙者がいることでたばこの煙（副流煙や呼出煙）にさらされること」を指します。

### (2) 受動喫煙防止の必要性

たばこの煙には、約 5,300 種類の化学物質があり、その中には約 70 種類の発がん性物質が含まれます。また、煙の主成分であり非常に強力な中毒性を持つニコチンは、たばこの依存性を高め、禁煙の際の離脱症状の厳しさは、ヘロインやコカインなどの薬物と同等の強度を有しています。メンソールやココアなどが添加されているものなどは、より高い依存性を招きます。

また、たばこの煙には、たばこを吸う人が吸い込む「主流煙」と、火の着いたたばこの先から立ちのぼる「副流煙」と喫煙者が吐き出す「呼出煙」の 3 種類があります。主流煙より副流煙の方が有害物質の含有量が数倍から数十倍高いことが分かっています。また、呼出煙は周囲の人に影響がなくなるには、30~45 分かかるとされています。

日本における喫煙に起因する年間死亡者数は、自らの喫煙によって約 13 万人、受動喫煙によって約 1 万 5 千人と推計されています。受動喫煙を受けた人は受けない人に比べ病気になるリスクが高くなります。非喫煙者、特に乳幼児や妊婦などをたばこの害から守るための積極的な受動喫煙対策を行う必要があります。

厚生労働省 受動喫煙対策推進ロゴマーク「けむいモン」



市民の約 **8** 割以上は非喫煙者です

参考：富里市

「令和 5 年度 市民健康意識調査アンケート」より

#### 受動喫煙に遭遇した場所

家庭                  職場                  飲食店・遊技場

**17.7%**    **17.0%**    **24.1%**

参考：富里市

「令和 5 年度 市民健康意識調査アンケート」より

### <加熱式たばこについて>

加熱式たばこは、法令上の扱いはたばこ事業法における喫煙用「製造たばこ」で、紙巻きたばこと同様に、たばこ葉を含む全てのたばこ製品は有害とされています。そのため、加熱式たばこもたばこに関する政策や規制の対象とされるべきとしています。



図1 たばこを吸っている本人がなりやすいがんの種類（科学的に明らかなもの：レベル1※）

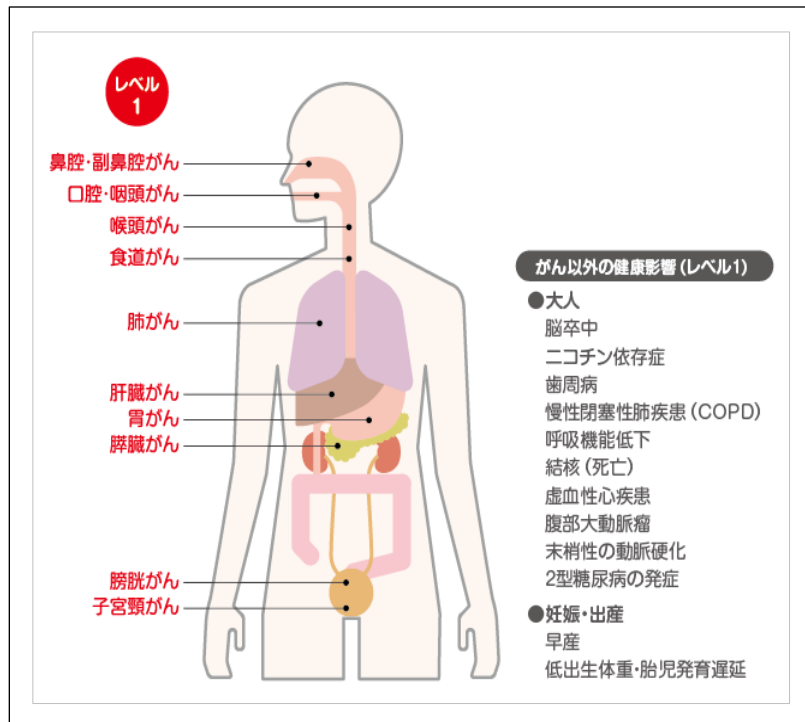
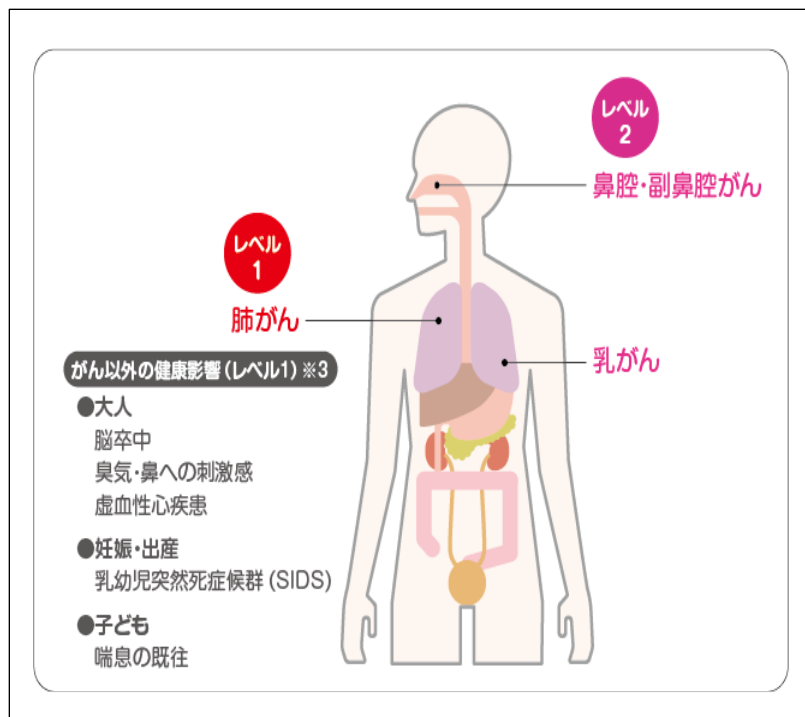


図2 たばこを吸う人の周りの人がなりやすいがんの種類（レベル1・レベル2※）



※喫煙と疾患の因果関係判定レベルは、以下のとおりです。

レベル1：科学的証拠は、因果関係を推定するのに十分である

レベル2：科学的証拠は、因果関係を示唆しているが十分でない

レベル3：科学的証拠は、因果関係の有無を推定するのに不十分である

レベル4：科学的証拠は、因果関係がないことを示唆している

参考 厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」（2016年）

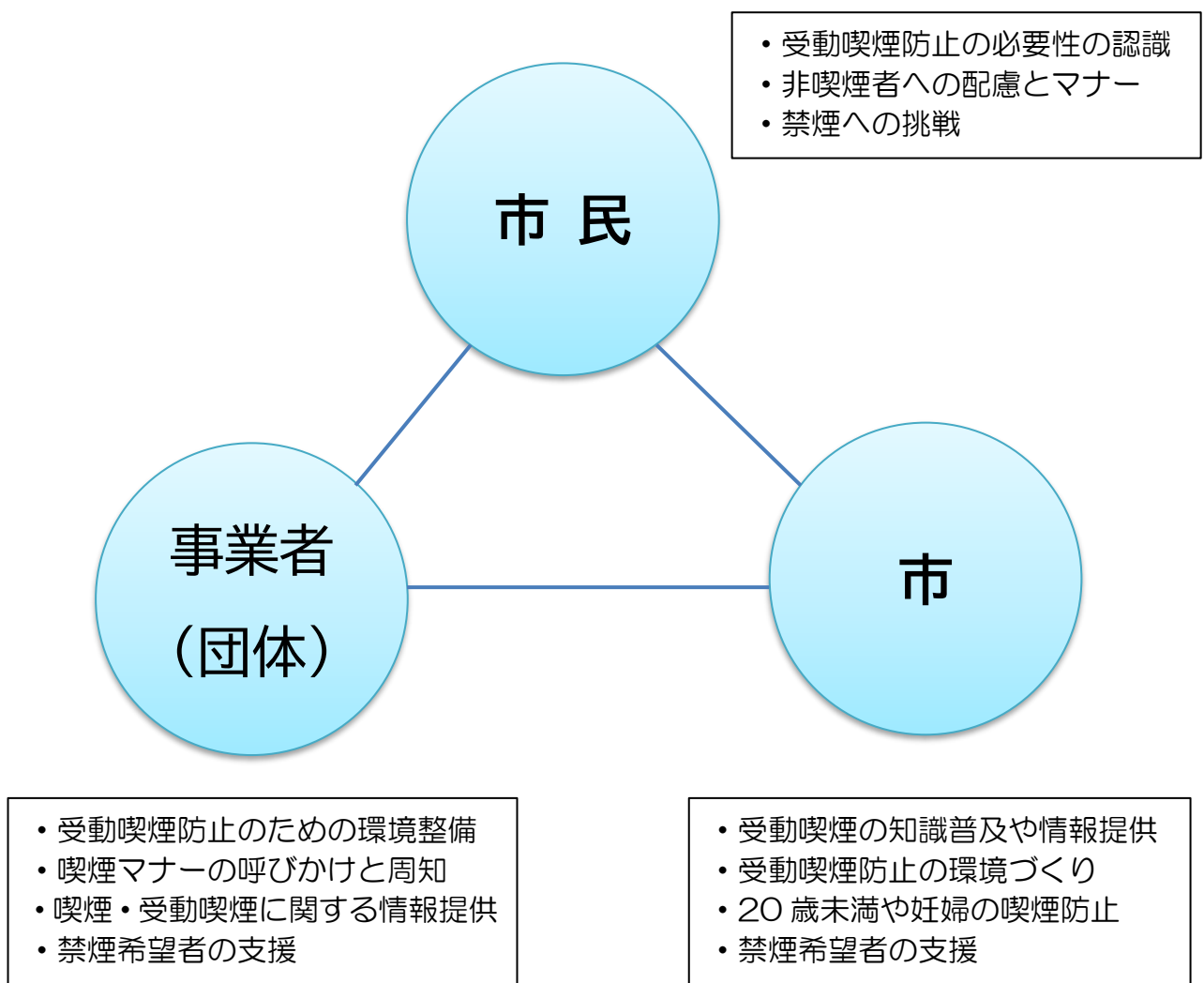


# 第2章 本市における受動喫煙防止対策



## 1 基本的な考え方

受動喫煙が起こらないまちづくりを推進するために、市民と事業者及び市が受動喫煙防止対策の必要性を理解し行動していくことが必要です。このガイドラインでは、規制を目的とするものではなく、公共的な空間で受動喫煙が生じないように、受動喫煙の防止対策を強化するとともに、市民・事業者（団体）・市が一体となって取り組むために指針を示していくものです。



# 受動喫煙防止対策



## 施策1 受動喫煙防止の環境づくり

- ① 公共的な空間における受動喫煙対策の推進
  - ・ 公共施設の禁煙推進
  - ・ 受動喫煙対策に取り組む施設等の増加
- ② 市民・事業者（団体）・市が一体となった取組



## 施策2 20歳以上の喫煙率の減少

- ① たばこを吸う人の健康確保
- ② 受動喫煙を受ける機会の減少
- ③ たばこをやめたい人への禁煙支援



## 施策3 次世代の健康保持

- ① 20歳未満の喫煙防止
- ② 妊産婦の禁煙支援・喫煙防止
  - ・ 影響を受けやすい妊産婦を守る
  - ・ 子どもへの健康影響を防ぐ





## 施策1

# 受動喫煙防止の環境づくり

目指す姿 公共的な空間における受動喫煙防止対策を推進します

### 市民・家庭の取組

- 喫煙及び受動喫煙防止に関する知識を深め、非喫煙者への配慮に心掛けます。
- 家庭内での受動喫煙対策に取り組みます。
- 一人ひとりが非喫煙者への配慮とルールやマナーを守ります。
  - ・妊婦や子どもの近くで喫煙をしない。
  - ・吸い殻のポイ捨てをしない。
  - ・歩きタバコをしない。
- 20歳未満の人に喫煙させない。
- 乳幼児のたばこの誤飲防止。

### 事業者（関係団体）の取組

- 喫煙場所を廃止することの検討や、やむを得ず喫煙場所を設置する場合は、非喫煙者に配慮します。
- 喫煙のマナーを呼びかけます。
- 子どもや妊婦等が受動喫煙にさらされることのないように、わかりやすい標示を行います。また、確実な分煙対策を図ります。
- 喫煙・受動喫煙について情報提供を行います。

### 市（行政）の取組

- 受動喫煙に関する知識の普及啓発
  - ・喫煙・受動喫煙が健康に与える影響や受動喫煙対策の必要性について情報提供や普及啓発に努めます。
- 受動喫煙防止対策の推進
  - ・行政機関や公共の場での敷地内禁煙を進めるとともに、喫煙マナーの周知を図ります。
  - ・家庭・職場・公共機関で受動喫煙防止を推進するため「富里市受動喫煙防止対策ガイドライン」を策定し普及啓発します。
- 20歳未満の喫煙防止
  - ・児童生徒を対象に喫煙による健康被害やたばこに関する正しい知識の普及啓発を行います。





## 施策2

# 20歳以上の喫煙率の減少

目指す姿 喫煙者の健康保持と禁煙の推進を図ります

たばこをやめたい人への支援を行います

### 市民・家庭の取組

- たばこが自身や周囲の人の健康に与える影響について考えていきます。
- 禁煙の必要性について考え取り組みます。
- 年1回のがん検診を受診します。

### 事業者（関係団体）の取組

- 医療機関や薬局などの利用者を通じて、たばこをやめたい人の禁煙の相談に応じます。
- 禁煙に向けた情報を提供します。

### 市（行政）の取組

- 禁煙希望者への支援
  - ・たばこをやめたい人への支援として情報提供や相談の場を提供します。
  - ・検診等を通じて禁煙についての周知啓発を行います。
  - ・特定保健指導において、禁煙指導体制を整えます。
- がん検診の受診勧奨
  - ・定期的な受診を推進していきます。



### 施策3

## 次世代の健康保持

目指す姿 20歳未満や妊産婦の喫煙防止に努めます

#### 市民・家庭の取組

- パートナーや家庭内の禁煙に取り組みます。
- 子どもや妊婦の近くで喫煙をしない。
- たばこの吸い殻やライター、たばこの火による事故を防ぎます。
- 20歳未満が喫煙しないように地域や家族で見守ります。
- 妊娠を希望する家族及び本人の禁煙に取り組みます。

#### 事業者（関係団体）の取組

- 20歳未満へのたばこの販売をしない。
- 喫煙による体への影響について、正しい知識や情報を提供します。

#### 市（行政）の取組

- 20歳未満の喫煙防止
  - ・教育の場を通じて、喫煙による健康被害などたばこの健康への影響について正しい知識を普及していきます。
  - ・検診等を通じて禁煙について周知啓発を行います。
- こどもの事故防止
  - ・乳幼児のたばこの誤飲による事故防止について普及啓発に努めます。
- 妊娠・授乳期の喫煙防止
  - ・妊娠・授乳期の喫煙が、胎児・乳児に与える影響についての知識を普及していきます。



## 2 施設ごとの受動喫煙防止対策

### ■国（改正健康増進法）における受動喫煙対策

（資料：厚生労働省）

種類	具体的な施設等	対策
1 第一種施設	子どもや患者等に特に配慮が必要な学校・医療機関・児童福祉施設・行政機関・バス・タクシー等	敷地内禁煙 （特定屋外喫煙所設置可）※1
2 第二種施設	飲食店・事業所等の1、3以外の多数の者が利用する施設・鉄道等車両・旅客船	原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は、喫煙専用室などの設置が必要）※2
3 喫煙目的施設	公衆喫煙所、喫煙を主目的とするバー・スナック・店内で喫煙可能なたばこ販売店等	喫煙可能な場所である旨の標識の掲示が義務付けられ、20歳未満は立ち入れません。

### ■富里市における受動喫煙防止対策

種類	具体的な施設等	対策（目指す姿）
第一種施設	【官公庁施設や公共交通】 行政機関、市が設置・管理する施設（指定管理者が管理する施設を含む）、公共交通など	敷地内禁煙 車内禁煙 （公共交通）
	【子どもや妊婦等が多く利用する施設】 幼稚園、保育園、学校、児童福祉施設、医療機関、高齢者施設、薬局、高齢者施設など	
第二種施設	【上記以外の多数が利用する施設】 職場（事務所）、飲食店、運動施設（トレーニングジムなど）、集会所、娯楽施設など	原則屋内禁煙 （喫煙を認める場合は、喫煙専用室などの設置が必要）
市民・家庭・屋外	【多くの人利用する空間や家庭】 公園、通学路、家庭内など	周囲に人がいないことを確認するなどの配慮※3
喫煙目的施設	公衆喫煙所、バー、スナックなど	受動喫煙防止の標識の掲示

【国の指針に準じます】

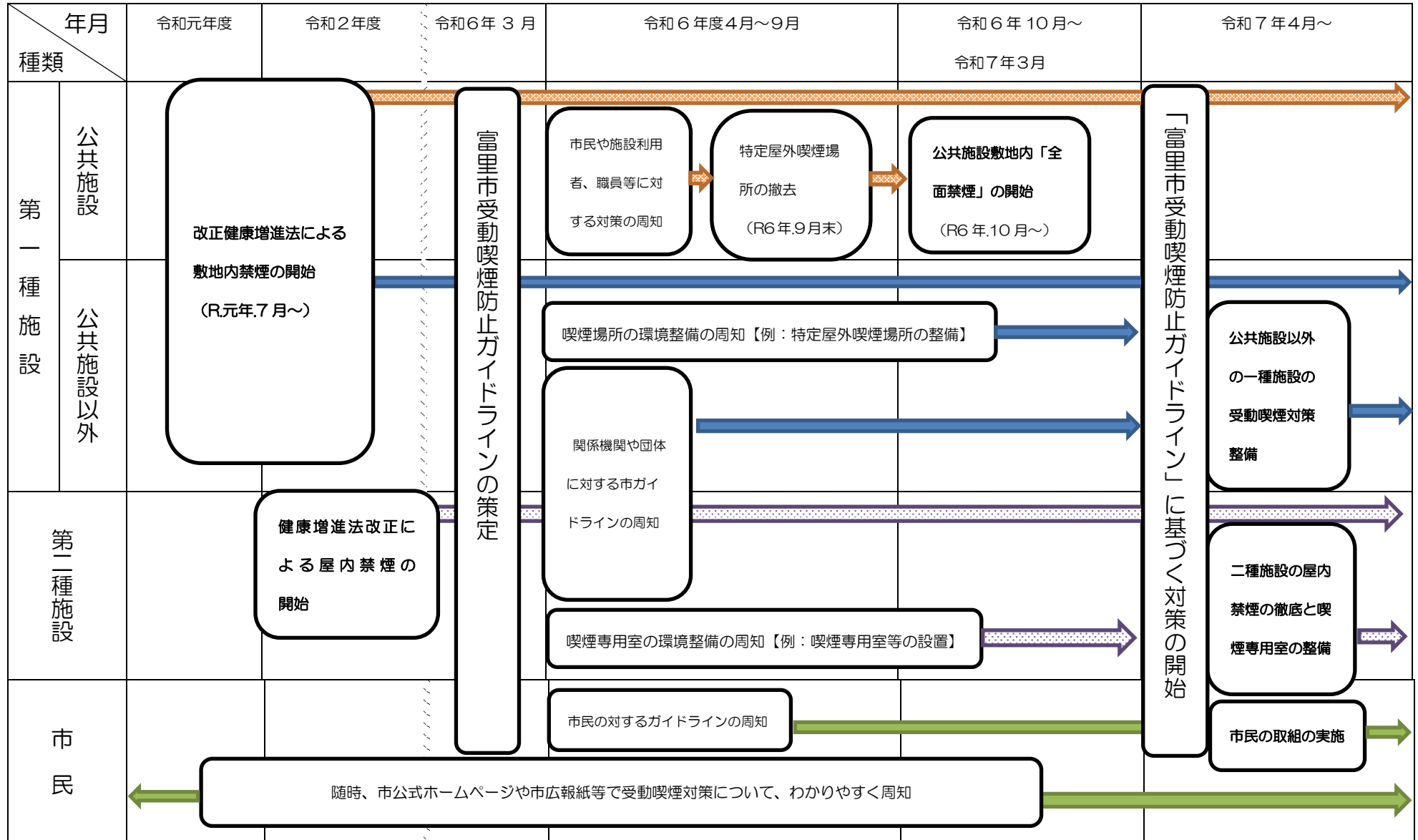
※1 第一種施設において、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に喫煙場所（特定屋外喫煙場所）を設置することができるとされています。この場合、喫煙場所を区画し、喫煙場所であることを標示した場所で、施設を利用するものが通常立ち入らない場所への設置が要件となります。

※2 第二種施設において屋内で喫煙を認める場合には、喫煙専用室等の設置が必要となります。

※3 家庭や屋外等において喫煙を行う場合には、周囲に人がいないことを確認するなどの配慮が必要となります。



### 3 本市における受動喫煙防止対策スケジュール



# 第3章 用語の説明

## 1 受動喫煙防止に関する「禁煙」とは

禁煙には、大きく「敷地内禁煙」と「屋内禁煙」があります。

### (1) 敷地内禁煙

敷地内禁煙とは、建物を含む敷地内全体が禁煙です。敷地内に駐車する車内も禁煙となります。灰皿等の設置も不可となります。(ただし、特定屋外喫煙場所を設け灰皿を設置することができます。)

### (2) 屋内禁煙

屋内禁煙とは、建物内部が禁煙となります。敷地内や建物の外階段、屋上等は制限がありませんが、出入口を避け、非喫煙者への配慮が必要となります。(ただし、喫煙専用室を設けることができます。)

### (3) 喫煙目的施設

喫煙を目的とした施設をいいます。20歳未満の立入りはできない施設となります。

## 2 施設類型別のルール

健康増進法では、施設の類型別に、禁煙のルールを定めています。施設により「特定屋外喫煙場所」、「喫煙専用室」、「指定たばこ専用喫煙室」、「喫煙目的室」を設置することも可能とされていますが、設置基準や標示義務等の基準が設けられており、特に人が集まる場所や近くに人がいる場所では、喫煙は禁止となっています。

(1) 第一種施設・・・敷地内禁煙で、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置(次項3を参照)を取られた場所に、「特定屋外喫煙場所」を設置することができる。

(主な施設等) 学校・医療機関・児童福祉施設・行政機関・バス・タクシー等

(2) 第二種施設・・・原則屋内禁煙で、屋内に「喫煙専用室」・「加熱たばこ専用喫煙室」の設置は、可能。屋外の喫煙場所設置も可能。既存の小さな飲食店(資本金5,000万以下、客室面積100㎡以下の店舗では、令和2年4月1日時点で営業している飲食店)では当面の間、喫煙可能である旨を掲示すること及び20歳未満は立ち入らないことで喫煙は可能。

(主な施設等) 飲食店・事業所等の(1)、(3)以外の多数の者が利用する施設・鉄道等車両・旅客船

(3) 喫煙目的施設・・・屋内の全部又は一部の場所に「たばこの煙の流出を防止するための技術的基準\*」を満たした「喫煙目的室」を設置可能。

①公衆喫煙所

②喫煙を主目的としたバー・スナック等

③店内で喫煙可能なたばこ販売店

(②と③は、たばこ販売許可が必要となります。)

\*喫煙可能な場所である旨の標識の掲示が義務付けられ、20歳未満の従業員・来店客は立ち入れません。



### 3 特定屋外喫煙場所

「特定屋外喫煙場所」とは、第一種施設の屋外の場所の一部のうち、以下の措置が取られた場所のことをいいます。

- (1) 施設利用者が通常立ち入らない場所に設置されていること。
- (2) 当該場所が喫煙場所であることが認識できるように、その旨を記載した標識が掲示されていること。
- (3) 喫煙場所と非喫煙場所が明確に区分できるように区画されていること。

※区画とは、パーテーション等による区画や線を引くという方法でも構わない。

※施設利用者が立ち入らない場所とは

- 例えば、建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場所以外には通常利用することのない場所を指す。
- 距離要件はない。
- 施設の状況に応じて、望まない受動喫煙を防止するという観点から、各施設管理権原者がこういった場所が適切か判断する。
- 「施設利用者が通常立ち入らない場所」がない場合には、特定屋外喫煙場所を設けることはできない。

### 4 標示

喫煙スペースがある施設等には、その他について以下の図のような標示を出入口に掲示することが義務付けられています。







富里市受動喫煙防止対策ガイドライン  
令和6年3月

発行：富里市

編集：健康福祉部健康推進課

〒286-0292 千葉県富里市七栄 652 番地 1

電話 0476-93-4121

Mail [kenkou@city.tomisato.lg.jp](mailto:kenkou@city.tomisato.lg.jp)

URL <https://www.city.tomisato.lg.jp>